**◆◆◆変更届(販売業)について◆◆◆**

令和３年８月１日

八尾市保健所　保健企画課

◎　次の事項について変更が生じた場合、変更内容を説明又は証明する書類を添えて３０日以内に届出を行うことが必要です。（毒物及び劇物取締法第10条）

◎　提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）

　① 氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）

　② 毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分

　③ 営業所又は店舗の名称

④ 移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更

　⑤ オーダー販売業から現物を取り扱う販売業、あるいは現物を取り扱う販売業からオーダー販売業に変更する場合（同一品目に限る）

　⑥ オーダー販売業又の同一ビル内での移転（下表参照）。

　⑦ 販売業の、同一フロア内での移転（下表参照）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 新規申請を要する場合 | 変更届等を要する場合 |
| 毒物劇物販売業(オーダー) | ・同一ビル外へ移転する場合 | ・同一ビル内で移転する場合 |
| 毒物劇物販売業 | ・同一ビル内で階を移転する場合・同一ビル外へ移転する場合 | ・毒物劇物保管設備を変更（移転）させる場合・同一フロア内で移転する場合 |

**１．変更届（販売業）記載上の留意点**

（１）業務の種別欄には、毒物劇物一般販売業、毒物劇物農業用品目販売業、毒物劇物特定品目販売業の別を記載すること。なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業（オーダー）」のように、後ろに括弧書きでオーダーと記入すること。

（２）登録年月日は有効期間の開始年月日を記載すること。

（３）変更内容は、変更前後の内容がはっきりわかるように記載すること。

（４）届出年月日は、提出日を記載すること。

（５）住所及び氏名は登録票をよく確認のうえ記載すること。

**２．添付書類**

変更事項に対応する添付書類は次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更事項 | 添付書類 |
| ① | 氏名又は住所（法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地） | 法人にあっては、登記事項証明書個人にあっては、戸籍謄本又は戸籍抄本（個人は氏名変更時のみ） |
| ② | 毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分 | 変更内容の良くわかる図面等 |
| ③ | 営業所又は店舗の名称 | なし |
| ④ | 移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更 | 各市・区・町・村長が発行する証明書 |
| ⑤ | オーダー販売業 | → | 現物を扱う販売業 | 毒物劇物取扱責任者設置届及びそれに伴う添付書類（「毒物劇物取扱責任者設置届について」参照）登録票※、保管庫に係る図面、店舗平面図 |
| ⑥ | 現物を扱う販売業 | → | オーダー販売業 | 登録票※ |
| ⑦ | オーダー販売業の同一ビル内での移転時、又は販売業の同一フロア内での移転時 | 変更内容が良くわかる図面等 |

※　書換え交付申請を提出することなく、新しい登録票を作成し交付します。